

知的財産の スペシャリスト

特許の調査
不正競争防止法
著作権の相談
商標の調査

発明や商品名の知財スペシャリストが在籍
お客様のラベルやパッケージに関する商標や著作権の
アドバイスをさせていただきます。

ケース1 商標のアドバイス

- 発売前の商品の名前が他社で商標として使用されていませんか？
- 商品のマークを商標登録したいのですが。



商標とは？

商品やサービスにつけるマークをいいます。ロゴマークや会社名、シンボルマーク、商品名など、文字・図形・記号やそれらの組み合わせで表現されます。

商標 = 商品に付ける
マーク



バックナンバーもご参照下さい ▶ No.227 商標特集

ケース2 著作権のアドバイス

- キャラクターやキャッチコピーなどが他人の著作権を侵害していないでしょうか？
- 銅像をモチーフに、イラストにしたラベルを作りたいのですが。



意図的に真似て作成した時点で侵害となります。



著作権とは？

著作権とは、著作物が著作権者に対して持つ権利です。写真やイラスト、文章などはすべて著作物の対象です。違反すると3年以下の懲役または300万円以下の罰金や損害賠償の可能性があります。

公共の銅像を
イラスト化

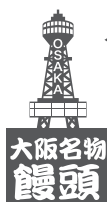


↓
シールラベルへ
使用



屋外に公開している銅像などをイラストにして利用しても侵害にはなりません。

大阪らしい建築物などを集めて使用しても著作権侵害にはなりません。



◀ 特定の建築物のみの使用は許可が必要です!

ケース3 不正競争防止法のアドバイス

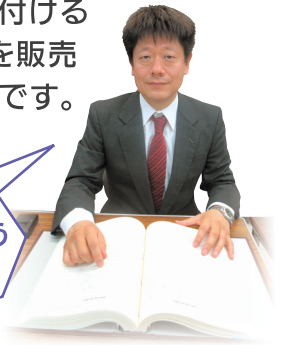
- よく似た商品がありますが、不正競争に該当しないのでしょうか？



不正競争防止法とは？

類似品やまぎらわしいマークを付けることで、誤解を生むような商品を販売することを排除するための法律です。

まぎらわしい商品にならないよう注意が必要です！



- ◀ 他人の商標を使用していないが、他社の商品とまぎらわしい表示をしている場合不正競争防止法の違反となります。

ケース4 特許のアドバイス

- 商品の機能がすでに特許登録されていないか教えてください。
- 知的財産全般についての的確なアドバイスをお願いします。



すでに同業他社で特許登録済みです。
特許番号 第34****号
(登録日:平成**年*月*日)

特許とは？

特許とは、発明を保護するための権利です。発明したものを特許庁に出願し特許権を得られれば、他人がその発明を無断でマネすることができなくなります。



特殊な形状の立体POP



表面にツヤがある感熱紙ラベルの製造方法

弁理士の業務範囲

法律	特許法	実用新案法	意匠法	商標法	著作権法	不正競争防止法
保護対象	発明	考案	意匠(デザイン)	商標(マーク)	著作物(表現)	営業上の利益
法目的	発明の保護と利用	考案の保護と利用	意匠の保護と利用	商標使用者の信用保護など	著作者の権利保護	公正な競争など
権利発生要件	登録	登録	登録	登録	著作	—
権利存続期間	出願から20年	出願から10年	登録から20年	実質的に永久(10年毎の更新が必要)	原則、著作者の死後50年	—



著作権が消滅しており自由に使用できる作品もあります。